

令和8年3月31日に佐波川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、
「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」
に指定されました。

「流域治水」の本格的な実践～水害に強いまちづくりを目指して～

なぜ佐波川流域を指定したの？

近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、佐波川流域でも、平成21年7月の洪水(平成21年7月中国・九州北部豪雨)により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予想されることから、佐波川流域では、流域の関係者が連携・協働して水災害を軽減する「流域治水」に取り組んでいます。水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するため、「特定都市河川」への指定を行いました。



平成21年7月洪水による浸水の様子

特定都市河川に指定されるとどうなるの？

堤防の整備や河道掘削等の河川改修工事を加速するとともに、流域全体での雨水貯留・浸透機能の向上や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを含めた浸水被害対策を推進します。特定都市河川に指定されると同時に、流域内において1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地から流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際には、山口県知事の許可が必要となり、雨水流出を抑制するための対策工事が義務付けられました。

「流域治水」とは？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

佐波川水系流域図



出典：国土地理院発行の地形図を加工

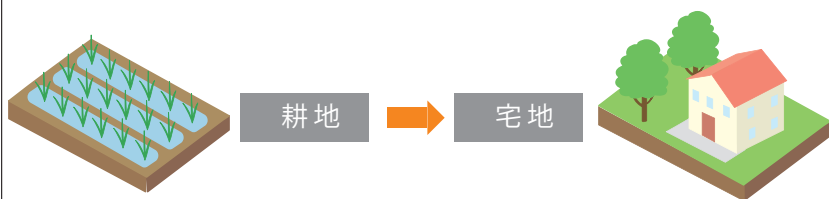
令和8年3月31日より特定都市河川流域で1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う際には

雨水流出抑制のための許可及び対策工事が義務化されます。

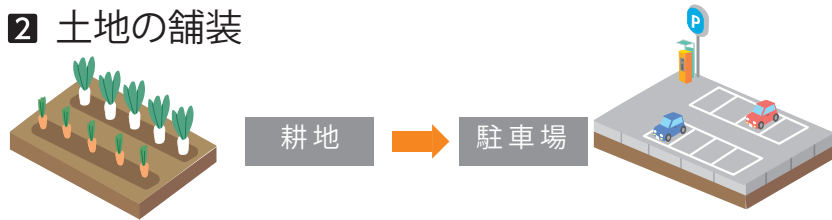
- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際には、山口県知事の許可が必要になります。
- 許可にあたっては、技術基準に沿った雨水の流出抑制対策が義務付けられます。
- 許可を受けずに雨水浸透阻害行為を行った場合は罰則があります。

許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例 (面積が1,000m²以上の場合)

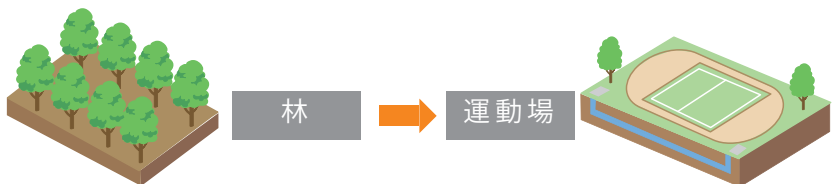
1 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



2 土地の舗装



3 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置

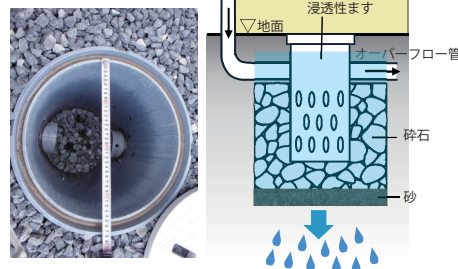


4 ローター等により土地を締め固める行為

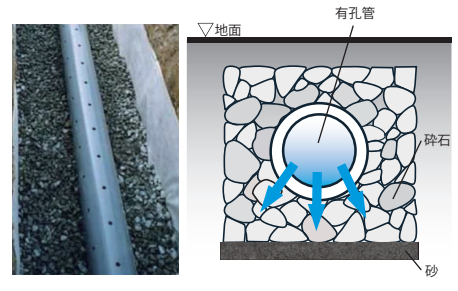


雨水貯留浸透施設の例

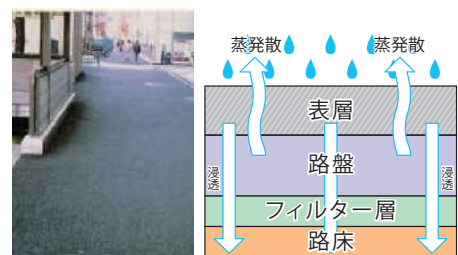
浸透ます



浸透トレンチ



透水性舗装



「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関するより詳細な情報はコチラから

国土交通省ウェブサイト：

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践・国土交通省)



お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課／TEL:0835-22-1890
山口県 土木建築部 河川課／TEL:083-933-3770
防府市 河川港湾課／TEL:0835-25-2429
山口市 河川治水課／TEL:083-934-2837
周南市 河川港湾課／TEL:0834-22-8561

山口河川国道事務所 HP



山口県 HP



指定地域の詳細はコチラ 雨水浸透阻害行為の許可の詳細はコチラ